

添付資料 1

部会名	2	会社名・所属	三栄源エフ・エフ・アイ㈱
氏名	西山 浩司	TEL	06-6333-0521 氏名 西山 浩司

第4版既存添加物自主規格 成分規格改正要望

1. 成分規格名（食品添加物名）

ブドウ果汁色素

2. 改正項目

確認試験(1)

3. 改正内容及び理由

○確認試験(1)

①現行

本品の表示量から、色価 20 に換算して 2g に相当する量をとり、クエン酸緩衝液 (pH3.0) 100ml を加えて溶かした液は、赤～赤だいだい色を呈する。

②改正案

本品の表示量から、色価 20 に換算して 2g に相当する量をとり、クエン酸緩衝液 (pH3.0) 100ml を加えて溶かした液は、赤だいだい～暗赤色を呈する。

③理由

暗赤色を呈するタイプが流通しているため、色調についての文言は「赤～赤だいだい色」よりも、「赤～暗赤色」あるいは「赤だいだい～暗赤色」が適当と思われる。

4. 改正案に関わる検討結果

別紙のとおり

以上

2009年1月7日

三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
第三事業部カラーアンドチャーフ研究室

第4版既存添加物自主規格 ブドウ果汁色素 確認試験（1）の検証

【試料】

- 1 ; ブドウ果汁色素A
- 2 ; ブドウ果汁色素B

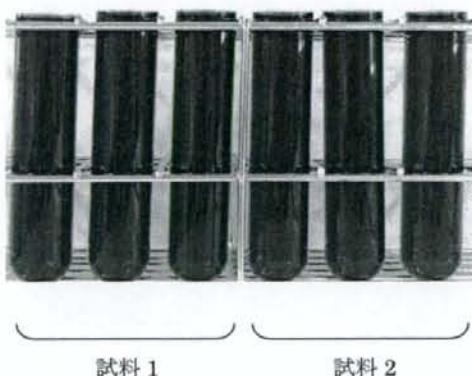
【試験方法】

第4版既存添加物自主規格 確認試験（1）の項目に順じた。

【結果】

- 1 ; 液の色は暗赤色を呈した。
- 2 ; 液の色は暗赤色を呈した。

<写真>



【まとめ】

液の色は暗赤色を呈し、赤～赤だいだい色の範囲には入らなかった。

以上

参考. エルダーベリー色素 確認試験（1）

【目的】

ブドウ果汁色素の確認試験（1）における色調表現の参考として、類似の色調を呈するエルダーベリー色素の結果を示す。

【試料】

- 1 ; エルダーベリー色素 A
- 2 ; エルダーベリー色素 B
- 3 ; エルダーベリー色素 C

【方法】

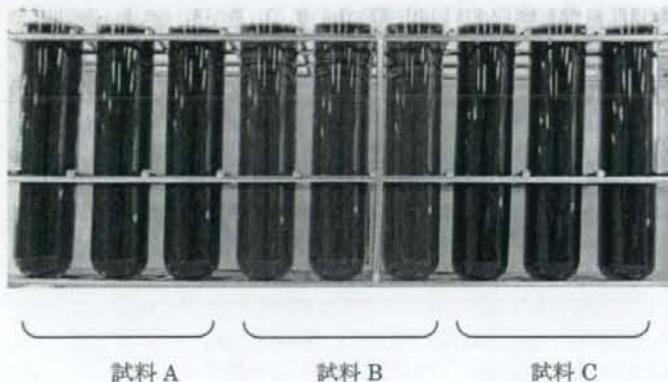
第4版既存添加物自主規格 確認試験（1）の項目に順ず。

「本品の表示量から、色価40に換算して1gに相当する量をとり、クエン酸緩衝液(pH3.0)100mlを加えて溶かした液は赤～暗赤色を呈する。」

【結果】

- 1 ; 暗赤色を呈した。
- 2 ; 赤色を呈した。
- 3 ; 暗赤色を呈した。

<写真>



以上

2009年2月

研究年月日 : 2008年4月～2009年2月13日

研究者名 : 日本食品添加物協会 第二部会

天然色素三色会（O C I (株)、キリヤ化学(株)、グリコ栄養食品(株)、
三栄源エフ・エフ・アイ(株)、仙波糖化工業(株)、(株)第一化成、三井製糖(株)、
ヤエガキ醸酵技研(株)

褐色フラボノイド系着色料における差別化の検討(III)の件

(テオブロミンを指標としたカカオ色素の確認試験法の検討)

目的 :

本研究は褐色系着色料の公定規格化に向け、昨年度に引き続き、既に自主規格として設定している褐色系色素の規格について差別化を目的として検討を行なった。

褐色フラボノイド系着色料：カカオ色素、カキ色素、クーロー色素、コウリヤン色素、シアナット色素、タマネギ色素、タマリンド色素、ペカンナッツ色素、チコリ色素において、主成分の特定が不十分であることが指摘されており、カカオ色素のようにアントシアニンの重合物を主成分にしたものや、タマネギ色素のように主成分とされているクエルセチンが微量にしか存在していないもの等フラボノイド系着色料については、主色素成分の特定されていないものが多い。その性質上、類似の性質を示すため差別化が非常に困難となっている。また、上記色素と類似な使用法や性質を持つカラメル色素(I, III, IV)を含めて原体の確認試験法の確立及び、各色素の定性分析を目標とし、指標物質の検索等を目的として試験法の調査を実施し、確認方法への利用を検討した。

検討方法 :

カカオ色素について、カカオに含まれる特有の成分であるテオブロミンの存在を指標として、他の褐色(フラボノイド)系着色料、及び類似の使用法や性質を有するカラメル色素との判別ができるないか、比較試験を行った結果を報告する。

検討内容は次のとおりである。

(1) テオブロミンの安全性に関する調査

(2) テオブロミンを指標としたカカオ色素の確認試験法の検討

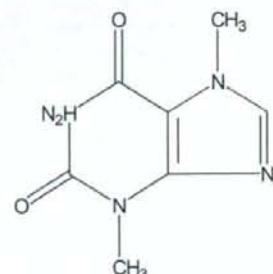
(1) テオブロミンの安全性に関する調査

テオブロミンはアルカロイドの一種であり、カカオ豆に含まれる特有の成分である。

性状は白色の結晶性粉末または粉末であり、化学式を左記に示した。融点は357°C、290～295°Cで昇華する。水には約0.05%、熱湯には約0.66%、95%エタノールには約0.045%溶け、アルカリ溶液、濃い酸に溶け、アンモニアにもよく溶ける。¹⁾

テオブロミンは既存添加物の苦味料として使用されてきており、食品成分として長い食経験があるとされている。²⁾

過去に国民生活センターが、「高カカオをうたったチョコレート」という項目で、チョコレートに含まれる成分について調査したデータを公表している。そこに示されている各社のチョコレート製品のテオブロミン含量は240～620mg/100g、ココア製品の場合は390～910mg/100gである。³⁾



Theobromine

C₇H₈N₄O₂ mol wt. 180.17
3,7-Dihydro-3,7-dimethyl-1H-purine-2,
6-dione; 3,7-dimethylxanthine.

また、B. L. Zoumas ら⁴⁾によると、市販のココア製品のテオプロミン含量は平均 1.89%、ミルクチョコレート製品中のテオプロミン含量は平均 0.153% であると報告している。

さらには、長南ら⁵⁾によると、チョコレート菓子に含まれるテオプロミンは平均で 95mg / 100g、チョコレート入りキャンディーの場合は平均で 73.2mg / 100g、チョコレート入りアイスクリームの場合は平均で 17.2mg / 100g であると報告している。

これに対して、本報告で試験検討したカカオ色素のテオプロミン含量を測定した結果、色価 50 換算で 3.75mg / 100g 以下であった。

以上のことから、テオプロミンそのものの安全性について断定はできないものの、カカオ色素に含まれるテオプロミンは市販のココア、チョコレート等の製品に比べて明らかに少なく、また、着色料として使用する際には、その添加量から考えて最終製品に移行する量は数百分の 1 以上に希釈されることから、安全性に関する議論は無視できるものと考える。

【参考文献】

- 1) THE MERCK INDEX NINTH EDITION MERCK & CO., INC(1976)
- 2) 日本食品添加物協会編、「改訂新版よくわかる暮らしのなかの食品添加物」(光生館) (2007)
- 3) 国民生活センター、「月刊たしかな目」2008年3月号 (2008)
- 4) B.L.Zoumas et al,:J.Food Sci. 45, 314 (1980)
- 5) 長南隆夫 他 :道衛研所報, 33, 84 (1983)

(2) テオプロミンを指標としたカカオ色素の確認試験法の検討

1. 試験サンプル

確認試験法の検討にあたり、表 1 に示したサンプルを使用した。

2. 試験方法

色価 20 に換算して 5g 相当量の試料を採取し、0.1mol/L NaOH を 5ml 加え、ソニケーション後、50°Cで 30 分間、加温して溶解する。

さらに、99.5%エタノールを加えて正確に 50ml とする。

溶液を毎分 3000 回転で 5 分間遠心分離して得られた上澄液を、0.45 μm メンブランフィルターでろ過して検液とし、次の条件の HPLC 分析に供する。

標準液はテオプロミン（和光特級 205-13562）10mg 精秤し、0.1mol/L NaOH 10ml を加えて溶解した後、99.5%エタノールを加えて正確に 100ml とする。（100ppm）

標準液を用いて、希釈液を作成し、HPLC 分析を行った。

<HPLC 分析条件>

- 移動相 : 0.01M リン酸緩衝液(pH3.5) : アセトニトリル = 9 : 1
カラム : 化学結合型オクタデシルシラン Φ4.6×250
検出波長 : 270nm
流速 : 1.0ml/min
サンプル注入量 : 10 μl

表1

No.	サンプル名	会社名
1	カカオ色素原末	グリコ栄養食品株式会社
2	カカオ色素A	三井製糖株式会社
3	カカオ色素B	三井製糖株式会社
4	カキ色素	ヤエガキ醸酵技研株式会社
5	クーロー色素	株式会社 第一化成
6	コウリヤン色素A	O C I 株式会社
7	コウリヤン色素B	O C I 株式会社
8	コウリヤン色素 (K-1)	キリヤ化学株式会社
9	コウリヤン色素 (K-2)	キリヤ化学株式会社
10	コウリヤン色素A	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
11	コウリヤン色素B	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
12	コウリヤン色素C	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
13	タマネギ色素A	O C I 株式会社
14	タマネギ色素B	O C I 株式会社
15	タマネギ色素A	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
16	タマネギ色素B	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
17	タマリンド色素A	ヤエガキ醸酵技研株式会社
18	タマリンド色素B	ヤエガキ醸酵技研株式会社
19	カラメル色素A (カラメルI)	仙波糖化工業株式会社
20	カラメル色素B (カラメルI)	仙波糖化工業株式会社
21	カラメル色素C (カラメルI)	仙波糖化工業株式会社
22	カラメル色素D (カラメルI)	仙波糖化工業株式会社
23	カラメル色素E (カラメルI)	仙波糖化工業株式会社
24	カラメル色素F (カラメルIII)	仙波糖化工業株式会社
25	カラメル色素G (カラメルIV)	仙波糖化工業株式会社
26	カラメル色素H (カラメルIV)	仙波糖化工業株式会社

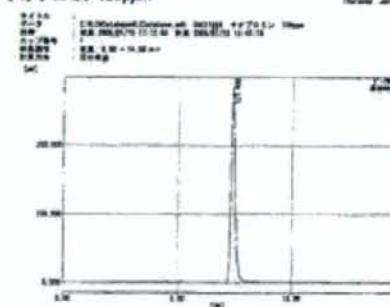
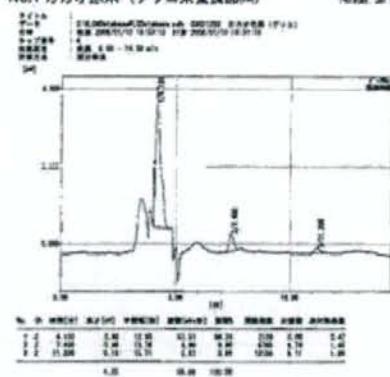
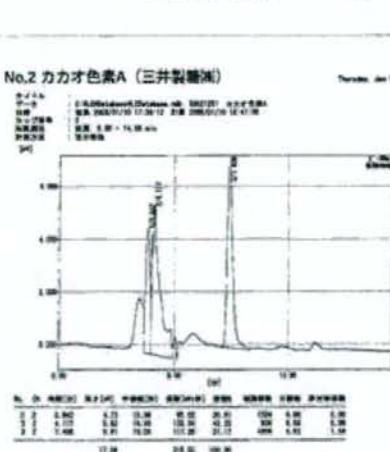
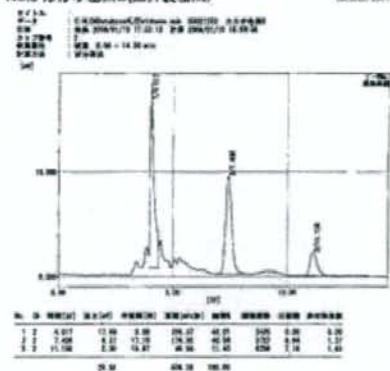
3. 試験結果

サンプルNo	色素	提供会社	テオブロミン検出								
			A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	まとめ
1	カカオ色素	グリコ栄養食品	+	+	+	+	+	+	+	+	+
2	カカオ色素A	三井製糖	+	+	+	+	+	+	+	+	+
3	カカオ色素B		+	+	+	+	+	+	+	+	+
4	カキ色素	ヤエガキ醸酵技研		—				—	—		—
5	クーロー色素	第一化成		—			—	—			—
6	コウリヤン色素A	OCI		—				—			—
7	コウリヤン色素B			—				—			—
8	K-1(コウリヤン色素)	キリヤ化学	—	—				—			—
9	K-2(コウリヤン色素)		—	—				—			—
10	コウリヤン色素A			—	—			—			—
11	コウリヤン色素B	三栄源エフ・エフ・アイ	—	—				—			—
12	コウリヤン色素C		—	—				—			—
13	タマネギ色素A	OCI		—				—			—
14	タマネギ色素B			—				—			—
15	タマネギ色素A	三栄源エフ・エフ・アイ	—	—				—			—
16	タマネギ色素B		—	—				—			—
17	タマリンド色素A	ヤエガキ醸酵技研		—				—	—		—
18	タマリンド色素B		—					—	—		—
19	A カラメル I	仙波糖化工業		—	—	—					—
20	B カラメル I			—							—
21	C カラメル I			—							—
22	D カラメル I			—	—						—
23	E カラメル I			—							—
24	F カラメル III			—	—						—
25	G カラメル IV			—	—						—
26	H カラメル IV			—				—			—

テオブロミン標準品、及び26サンプルのクロマトグラムを次頁に示す。

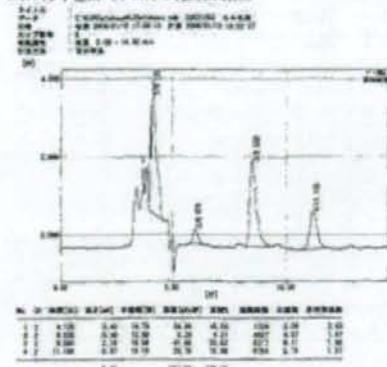
カカオ色素サンプル3点にはテオブロミンのピークが認められたが、他の色素にはテオブロミンのピークは認められなかった。

以上の結果から、本法を確認試験法とすることにより、カカオ色素を、カラメル色素(I, III, IV)、ならびに他の褐色フラボノイド系着色料と区別することが可能であることが示唆された。

テオプロミン100ppm**No.1 カカオ原来 (グリコ栄養食品用)****No.2 カカオ色素A (三井製糖製)****No.3 カカオ色素B(三井製糖製)**

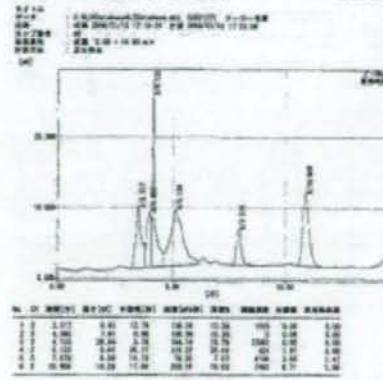
No.4 カキ色素(ヤエガキ発酵技術研究所)

HPLC Chromatogram



No.5 クーロー色素(味第一化成)

HPLC Chromatogram

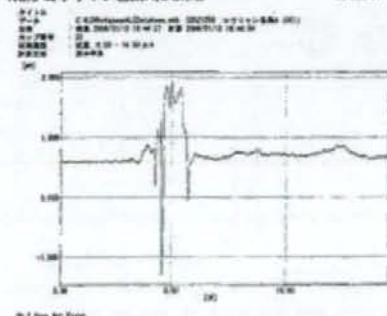


HPLC Chromatogram (Continued)

Page 1

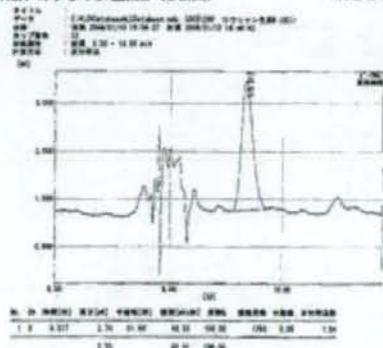
No.6 コクリヤン色素A(OCI)味

HPLC Chromatogram



No.7 コクリヤン色素B(OCI)味

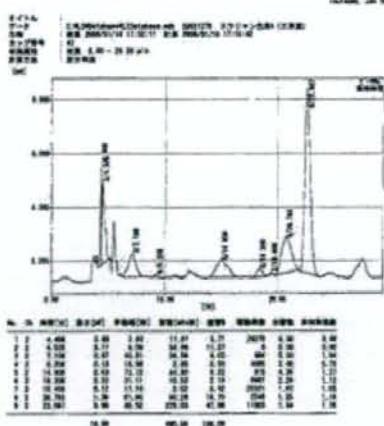
HPLC Chromatogram



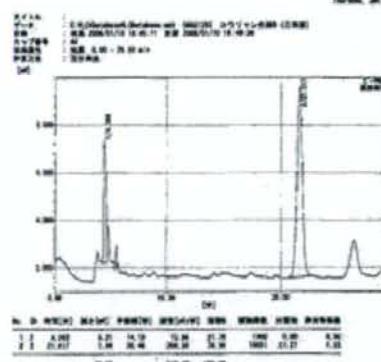
HPLC Chromatogram (Continued)

Page 1

No.8 コウリヤン色素A (三栄選エフ・エフ・アイ(西))



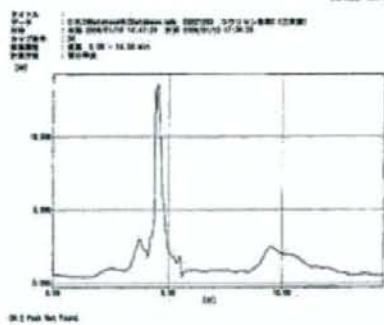
No.9 コウリヤン色素B (三栄選エフ・エフ・アイ(西))



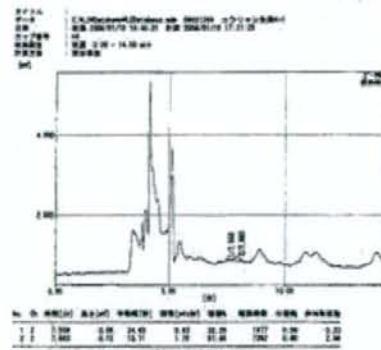
Autumnier 12-400 CHROMATO REPORT Page 1

Autumnier 12-400 CHROMATO REPORT Page 1

No.10 コウリヤン色素C (三栄選エフ・エフ・アイ(西))



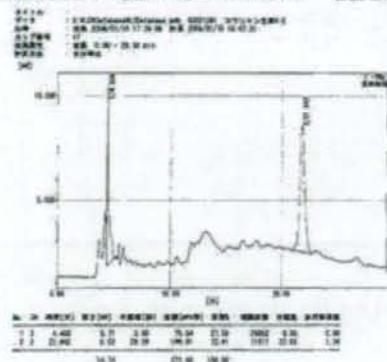
No.11 コウリヤン色素 (K-1) (キリヤ化学(西))



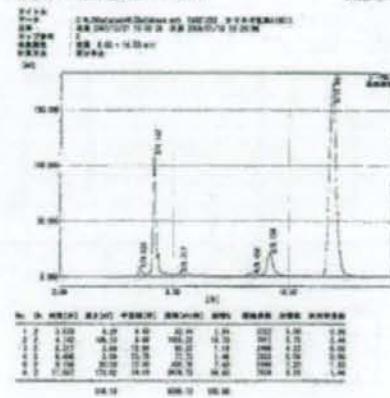
Autumnier 12-400 CHROMATO REPORT Page 1

Autumnier 12-400 CHROMATO REPORT Page 1

No.12 コクリヤン色素 (K-2) (キリヤ化学製)



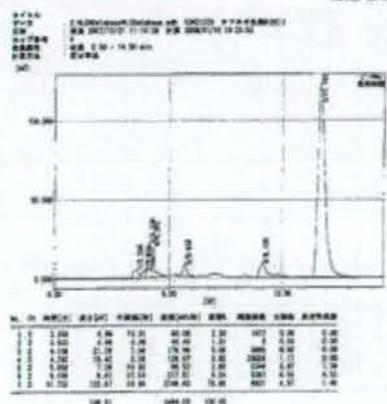
No.13 タマネギ色素A (OC006)



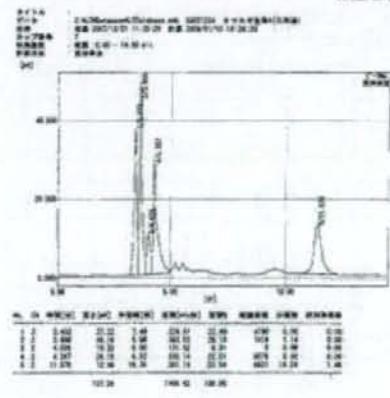
Autumn 2006 080807 Page 1

Autumn 2006 080807 Page 1

No.14 タマネギ色素B (OC006)



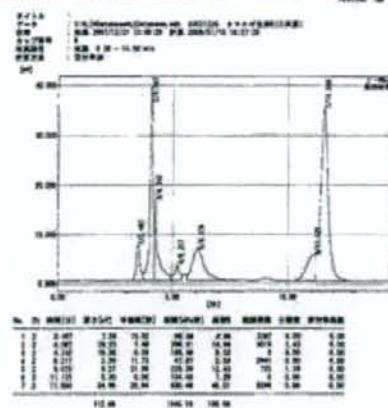
No.15 タマネギ色素A (三栄源エフ・エフ・アイ製)



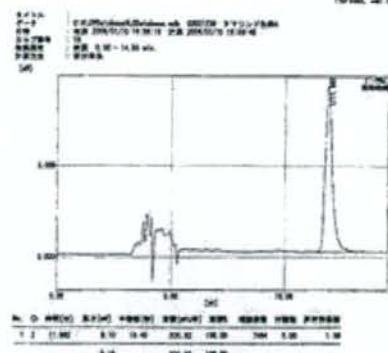
Autumn 2006 080807 Page 2

Autumn 2006 080807 Page 2

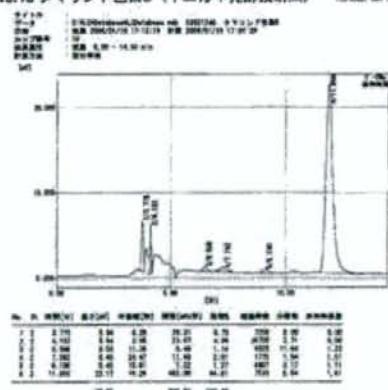
No.16 タマネギ色素B (三栄源エフ・エフ・アイ製)



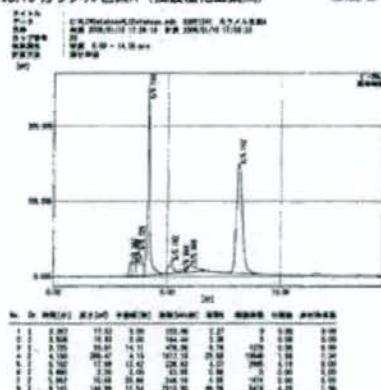
No.17 タマリンド色素A (ヤエガキ発酵技術)



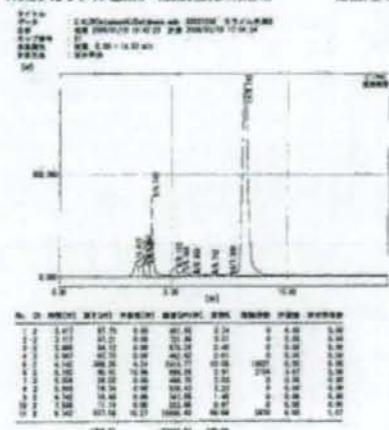
No.18 タマリンド色素B (ヤエガキ発酵技術)



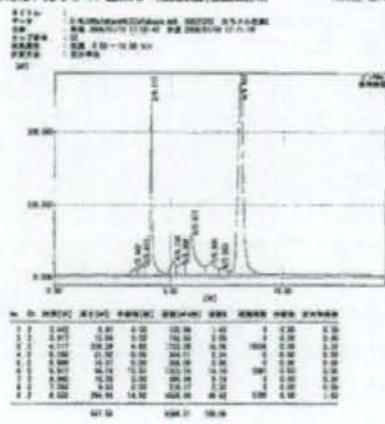
No.19 カラメル色素A (仙波糖化工業製)



No.20 カラメル色素B (仙波糖化工業㈱)



No.21 カラメル色素C (仙波糖化工業㈱)



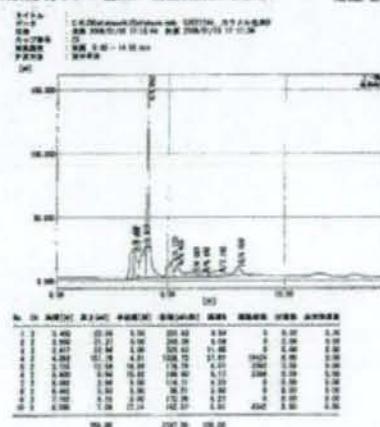
No.20 カラメル色素B (仙波糖化工業㈱) 分析結果 (20060112-1047-01) Page 1

Page 1

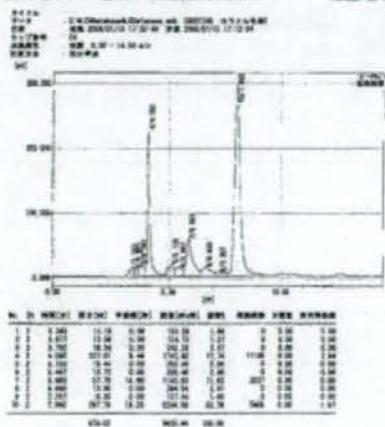
No.21 カラメル色素C (仙波糖化工業㈱) 分析結果 (20060112-1047-02) Page 1

Page 1

No.22 カラメル色素D (仙波糖化工業㈱)



No.23 カラメル色素E (仙波糖化工業㈱)



No.20 カラメル色素B (仙波糖化工業㈱) 分析結果 (20060112-1047-01) Page 2

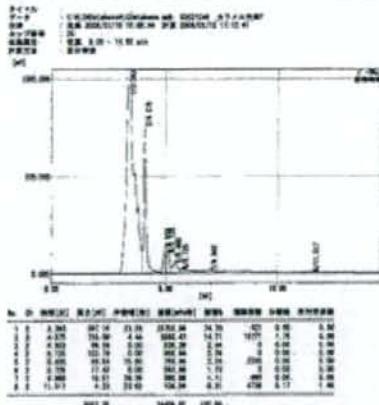
Page 1

No.21 カラメル色素C (仙波糖化工業㈱) 分析結果 (20060112-1047-02) Page 2

Page 1

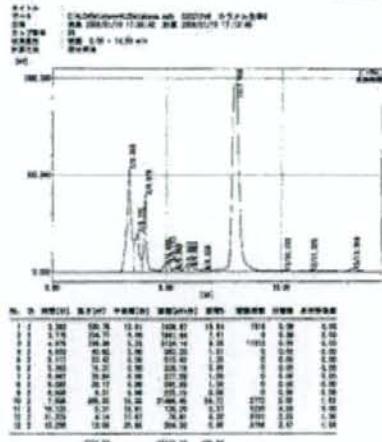
No.24 カラメル色素F (仙波糖化工業㈱)

Number: Jc-10-2008



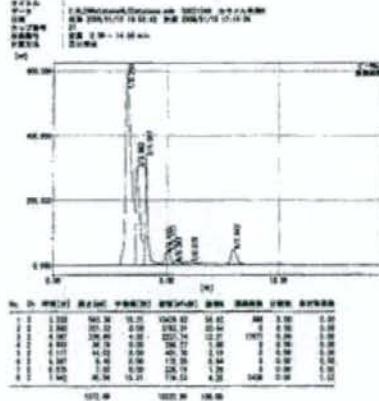
No.25 カラメル色素G (仙波糖化工業㈱)

Number: Jc-10-2008



No.26 カラメル色素H (仙波糖化工業㈱)

Number: Jc-10-2008



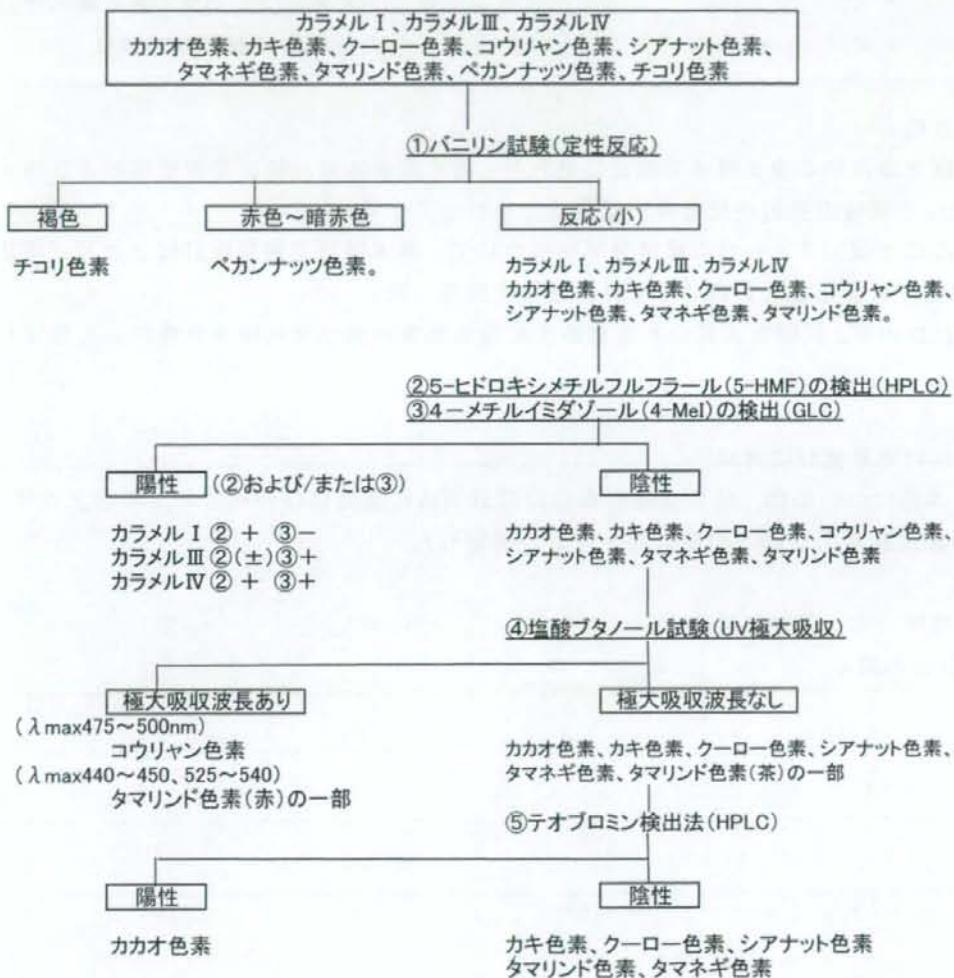
Number: Jc-10-2008

Page 1

今後の検討課題：

褐色系の着色料においては、先に記したように、主成分の特定が不十分である。今回、カカオ色素において差別化試験を設定することができた。2006年度、2007年度に報告した内容を踏まえ、下記に現段階までの茶色系色素の分画樹形図をまとめた。

茶色系色素の分画樹形図



今後も引き続き、茶系色素（カキ色素、クーロー色素、タマネギ色素、タマリンド色素）についても差別化の検討を行う必要があり、茶系色素原体の確認試験法の確立及び、各色素の定性分析を継続する。

以上

平成21年2月

第四部会（糊料・増粘安定剤）既存添加物自主規格案検討結果報告書

日本食品添加物協会 第四部会

研究者所属：三栄源エフ・エフ・アイ株式会社

大日本住友製薬株式会社

1. 目的

既存添加物の自主規格の制定にあたり、第8版食品添加物公定書規格および第4版自主規格の検討過程で様々な見直しを行っている。

ここでは、グーガム酵素分解物について、第4版自主規格改訂にあたり、確認試験方法を見直したので、その妥当性を確認した。

試験内容、試験方法等は8版食品添加物公定書の増粘安定剤を参考にして設定した。

2. 検討結果並びに考察

本品については、特定保健用食品の成分規格の確認試験の内容と、本自主規格の確認試験の内容との整合性を考慮し策定した。

3. 規格（案）及び試験結果

別紙の通り。

以上

グーガム酵素分解物

平成21年2月

研究者・所属

大日本住友製薬株式会社

フード&スペシャリティ・プロダクト部

1. 緒言

本報告は既存添加物「グーガム酵素分解物」について、大日本住友製薬株式会社と太陽化学株式会社で、自主規格を改訂検討した結果をまとめたものである。

2. 目的

自主規格改訂のため、確認試験等について調査研究を行い、この結果を踏まえて規格（案）を作成した。当該物質について特定保健用食品の成分規格の確認試験の内容と本自主規格の内容との整合性を考慮した改訂内容とした。

3. 試験法

食品添加物公定書に準じた。

確認試験を以下のように設定し、本品5検体について試験を行った。

- (1) 本品20gに2-プロパノール4mlを加えてよく湿らせた後、激しくかき混ぜながら水200mlを加え、更に均一に分散するまで激しくかき混ぜた水溶液10mlにホウ酸ナトリウム溶液(1→20)10mlを加え、混和して放置するとき、粘性が増加するか、ゼリー状になる。
- (2) 本品1gと「キサンタンガム」1gを粉体で混合し、2-プロパノール4mlを加えて良く混ぜた後、良くかき混ぜながら水200mlを加え、更に均一に分散するまでかき混ぜる。この液100mlを水浴上で約10分間加熱した後、5℃まで冷却するとき、粘性が増加するか、柔らかいゲル状となる。

4. 結果

試験結果は以下の通りである。

	7701 07.08.02-1	A	B	C
確認試験(1)ゼリー状	増粘	ゼリー状	増粘	増粘
確認試験(2)少し増粘	少し増粘	増粘	増粘	増粘

結果は全て確認試験適合であった。

5. 考察

確認試験について、本品の多糖類としての以下の特性を考慮して策定した。

1) 本品の水溶液にホウ酸ナトリウムを加えると、増粘～ゲル化する。

この増粘あるいはゲル化はガラクトマンナンとホウ素の相互作用による。

ガラクトマンナンである本品の分子量が高い場合はゲル化、低い場合は増粘のみとなる。また本品の濃度およびホウ素の濃度が高くなるにつれ増粘～ゲル化の傾向が強くなる。

2) 本品の水溶液にキサンタンガムの水溶液を加え、混合後加熱すると増粘～ゲル化する。この増粘あるいはゲル化はガラクトマンナンとキサンタンガムの相互作用による。ガラクトマンナンである本品は相互作用を有するが、マンノース主鎖に対してガラクトース側鎖の割合が低くなるにつれ、増粘～ゲル化の傾向が強くなる。

6. 結び

自主規格（案）を次に示す。

なお、本改定案での第三者機関での検証試験を行い、本確認試験を含む全規格項目について試験方法に問題なく、試験可能で適判定であることを検証済みである。

自主規格案

グーガム酵素分解物

Enzymatically Hydrolyzed Guar Gum

グーアラワー酵素分解物

グアルガム酵素分解物

定義 本品は、グーガム（グーアー (*Cyamopsis tetragonolobus* Taubert) の種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）を分解して得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。

性状 本品は、類白～微黄色の粉末又は粒で、わずかににおいがある。

確認試験 (1) 本品20gに2-プロパノール4mlを加えてよく湿らせた後、激しくかき混ぜながら水200mlを加え、更に均一に分散するまで激しくかき混ぜた水溶液10mlにホウ酸ナトリウム溶液(1→20) 10mlを加え、混和して放置するとき、粘性が増加するか、ゼリー状になる。
(2) 本品1gと「キサンタンガム」1gを粉体で混合し、2-プロパノール4mlを加えて良く混ぜた後、良くかき混ぜながら水200mlを加え、更に均一に分散するまでかき混ぜる。この液100mlを水浴上で約10分間加熱した後、5℃まで冷却するとき、粘性が増加するか、柔らかいゲル状となる。

純度試験 (1) たん白質 7.0%以下

本品約0.15gを精密に量り、窒素定量法中のセミミクロケルダール法により試験を行う。

0.005mol/L 硫酸1ml=0.8754mgたん白質

(2) 酸不溶物 7.0%以下 「加工ユーケマ藻類」の純度試験(5)を準用する。

(3) 重金属 Pbとして $20\mu\text{g/g}$ 以下 (1.0g, 第2法, 比較液 鉛標準液2.0ml)

(4) 鉛 Pbとして $10\mu\text{g/g}$ 以下 (1.0g, 第1法)

(5) ヒ素 As_2O_3 として $4.0\mu\text{g/g}$ 以下 (0.50g, 第3法, 装置B)

乾燥減量 14.0%以下 (105℃, 3時間)

灰分 2.0%以下 (800℃, 5時間)

微生物限度 微生物限度試験法により試験を行うとき、本品1gにつき、細菌数は10,000以下である。また大腸菌は認めない。

(参考) 検証試験成績書

検証試験成績書

品名(商品名)	ファイバロンS					
ロット番号	07.08.02-1					
成分規格名(収載名)	グアーガム酵素分解物					
試験年月日(試験場所)	2008.12.17(日本食品分析センター)					
	試験省略 (×)	試験結果 (実測値の出る項目 は実測値を記載)	忠実性 の確認 (○×)	試験 可否 (○×)	問題点 (有無)	判定 (適・ 不適)
性状		粉末;限度内(わずかににおいがある)	○	○	無	適
確認試験(1)		陽性	○	○	無	適
確認試験(2)		陽性	○	○	無	適
純度試験						
・たん白質		0.6%	○	○	無	適
・酸不溶物		0.5%以下	○	○	無	適
・重金属		限度内	○	○	無	適
・鉛		限度内	○	○	無	適
・ヒ素		限度内	○	○	無	適
・						
乾燥減量		8.4%	○	○	無	適
灰分		0.8%	○	○	無	適
微生物限度						
・細菌数		10,000個/g以下	○	○	無	適
・大腸菌		陰性	○	○	無	適